

特別高圧季節別時間帯別電力 (主契約要綱)

令和 8 年 11 月 1 日実施



沖縄電力株式会社

目 次

I 本 則

1 適 用	1
2 要 綱 の 変 更	1
3 適 用 範 囲	1
4 季節区分および時間帯別区分	2
5 特別高圧季節別時間帯別電力 A	2
6 特別高圧季節別時間帯別電力 B	4

II 実 施 細 目

1 適 用 範 囲	7
2 そ の 他	7

附 則	8
-----	---

別 表	9
-----	---

I 本 則

1 適 用

この主契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ この要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) (1)の場合、当社は、変更前は変更内容を、変更後は変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。ただし、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

3 適 用 範 囲

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）（令和8年11月1日実施。以下「標準供給条件」といいます。なお、当社が標準供給条件を変更した場合には、変

更後の供給条件によります。)の特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの適用範囲に該当する需要で、お客さまがこの要綱の適用を希望され、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 季節区分および時間帯別区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼間時間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

5 特別高圧季節別時間帯別電力A

(1) 適用範囲

標準供給条件の特別高圧電力Aに該当する需要に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、標準供給条件の特別高圧電力Aに準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引ま

たは割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。
 また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】
 3により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給
 条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3により、
 離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとい
 たします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電
 気を使用しない場合（(4)イの特別高圧予備電力によって電気を使用した
 場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標 準 電 圧 20,000 ボルトで供給を 受ける場合	2,008円81銭
	標 準 電 圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合	1,997円81銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたしま
 す。

(イ) ピ ー ク 時 間

1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 20,000 ボルトで供給を 受ける場合	38円32銭
	標 準 電 圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合	37円99銭

(ロ) 昼 間 時 間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季
 に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 20,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	34円67銭	33円52銭
	標 準 電 圧 60,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	34円40銭	33円26銭

(ハ) 夜 間 時 間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 20,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	28円21銭
	標 準 電 圧 60,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	28円00銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、標準供給条件の特別高圧電力Aに準じ、標準供給条件の特別高圧予備電力を契約することができます。ただし、この場合の特別高圧予備電力の料金は、(3)を常時供給分の該当料金として算定いたします。

ロ この要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

ハ この要綱に定めのない事項については、標準供給条件の特別高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

6 特別高圧季節別時間帯別電力B

(1) 適 用 範 囲

標準供給条件の特別高圧電力Bに該当する需要に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の特別高圧電力Bに準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（(4)イの特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標 準 電 圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,179円31銭
	標 準 電 圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,113円31銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピ ー ク 時 間

1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	33円21銭
	標 準 電 圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	32円90銭

(ロ) 昼 間 時 間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 20, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	30円40銭	29円27銭
	標 準 電 圧 60, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	30円15銭	29円04銭

(ハ) 夜 間 時 間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 20, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	28円21銭
	標 準 電 圧 60, 000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	28円00銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の特別高圧電力Bに準ずるもの
といたします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、標準供給条件の特別高圧電力Bに準じ、
標準供給条件の特別高圧予備電力を契約することができます。ただし、こ
の場合の特別高圧予備電力の料金は、(3)を常時供給分の該当料金として
算定いたします。

ロ この要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）による
ものといたします。

ハ この要綱に定めのない事項については、標準供給条件の特別高圧電力B
にかかわる規定を準用するものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

この要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの要綱を適用いたしません。

2 そ の 他

(1) 標準供給条件の特別高圧自家発補給電力 A または特別高圧自家発補給電力 B とあわせて電気の供給を受ける場合で、同一計量されるとき基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力 A または特別高圧自家発補給電力 B の使用のつど選択することはできません。

イ 特別高圧自家発補給電力 A または特別高圧自家発補給電力 B の使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

ロ 特別高圧自家発補給電力 A または特別高圧自家発補給電力 B の使用の前 3 月間における特別高圧季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

ハ 特別高圧自家発補給電力 A または特別高圧自家発補給電力 B の使用の前 3 日間における特別高圧季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(2) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和 8 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、標準供給条件 28（料金の算定）および標準供給条件 29（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

休 日 等

この要綱において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 日 曜 日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (3) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および
12月31日